

第48回 転落事故後の病死

北海道医師会顧問弁護士 黒木 俊 郎
黒木法律事務所 弁護士 加畑 裕一朗

Q. 【本年1月の相談】

本日、当院の看護スタッフが入院患者をベッドから転落させ、重傷を負わせるという事故が発生しましたので、事故処理について相談します。

当院に肺炎で入院している高齢の患者 K の病状が悪化したので、看護スタッフが4人態勢で隣のベッドに移動させようとした際に、不意にベッドが横滑りしたため、K は床に転落して頭部を強打しました。当院では、頭部CTにより急性硬膜下血腫を発見して B 脳外科病院に搬送し、現在、脳外科手術が行われています。命が助かれば良いのですが、このまま死亡した場合、遺族から訴えられることが心配です。

質問1 患者がこのまま死亡した場合、当院および当院スタッフは、どのような法的責任を負いますか。

質問2 患者がこのまま死亡した場合、当院は、医療事故調査制度に基づいて、日本医療安全調査機構（医療事故調査・支援センター）に報告しなければなりませんか。

A. 回答1 刑事責任 スタッフの過失によりKをベッドから床に転落させ死亡させた場合、刑法上の「業務上過失致死罪」（刑法第211条前段）に該当しますので、スタッフが刑事処罰を受ける可能性があります。

民事責任 遺族が損害賠償を請求した場合、貴院には、債務不履行による損害賠償義務、スタッフには不法行為による損害賠償義務があります。

回答2 医療事故調査制度の対象となる医療事故は、「①医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産で、②管理者が予期しなかったもの」という2要件に該当するものですが、本件は、これに該当すると考えられます。よって、貴院の管理者は、日本医療安全調査機構に報告する義務があります。

Q. 【本年2月の継続相談】

B病院での手術が成功し、幸いにもKは意識を回復しました。ところが、その後、持病の肺炎が悪化し、ついに、1月末にB病院で死亡してしまいました。B病院の死亡診断書には、直接死因は「肺炎」、死因には関係しないが経過に影響した傷病名として「急性硬膜下血腫」と記載されています。

質問3 この診断書を前提とすると、質問1および質問2に対する法的見解は、変わるのではないのでしょうか。

質問4 遺族は「高齢の K が頭部を強打して硬膜下血腫となったことが、死期を早めた」と主張して、当院に患者死亡による数千万円の損害賠償を請求してきましたが、当院は応じなければなりませんか。

A. 回答3 刑事責任については、罪名が「業務上過失傷害罪」（刑法第211条前段）に変わりますが、それでも処罰を受ける可能性がないとは言えません。

民事責任については、死亡との因果関係は否定できますが、転落させて急性硬膜下血腫を負わせたことに対する損害賠償金の支払義務は残ります。

また、患者は持病の肺炎が悪化して死亡したわけですから、医療事故による死亡ではないので、日本医療安全調査機構への報告義務はありません。

回答4 死亡との因果関係が否定されている以上、これに応ずる義務はありません。

病院の責任は、患者を転落させて硬膜下血腫の傷害を負わせた限度に留まります。その場合の賠償額については、参考裁判例を参照してください。

質 疑 応 答

院 長：1月の相談では、患者がこのまま死亡した場合、遺族から警察に通報され、当院の看護スタッフが刑事処罰を受けることが一番心配でした。

弁護士：当時は刑事事件になる恐れがありました。しかし、医療事故の場合、警察が捜査を開始しても、刑事事件として起訴されるとは限りません。たとえ過失が明白な事件でも、遺族と示談が成立すれば、検察官が起訴猶予処分してくれることが期待できます。ですから、病院としては、スタッフが起訴される前に示談解決に努力することが大切です。

院 長：患者は1月末にB病院で死亡しましたが、B病院の死亡診断書の直接死因が肺炎と書いてあったので、救われました。

弁護士：そうでしたね。医療事故と死亡の因果関係が否定されたことにより、刑事事件になる可能性が大幅に減少し、急いで示談をする必要もなくなりました。

院 長：2月の相談では、死亡診断書で死亡との因果関係が否定されたので、日本医療安全調査機構への報告義務もなくなったという説明を受け、私も大変安心しました。

弁護士：死亡診断書により、刑事事件の恐れや医療事故調査制度による報告義務が一度に消滅し、事後処理が大変楽になりました。

院 長：しかし、遺族は、B病院の死亡診断書を納得せず、多額の死亡慰謝料まで要求してきましたので、当院では、弁護士を立てました。

弁護士：民事事件では、急いで遺族と示談する必要がないので、担当する弁護士は、遺族の要求に迎合することなく、正々堂々と交渉できます。

院 長：本件の場合、どの程度の示談金が必要ですか。

弁護士：示談金額としては、札幌地裁の参考裁判例がひとつの目安になります。

院 長：示談金は、当院の負担になりますか。

弁護士：病院が医師賠償責任保険に加入していれば、損保会社が負担します。ただし、損保会社にきちんと医療事故報告書を提出し、示談金の金額についても事前に了承を得てから示談する必要があります。

参考法令

刑法第211条

業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

参考裁判例

1 事実経過の概略

平成24年

11月 甲病院で患者Aの肺炎が悪化したので、甲病院スタッフがAをベッドからベッドへ移動させようとした際に転落させ、Aは頭部を強打した。

同月14日 Aに硬膜下血腫が確認された。

同18日 Aは、乙病院で脳外科手術を受けた。

同20日 午前11時、Aの酸素飽和度が急激低下した。

午後5時、肺炎が増悪して死亡。

乙病院の死亡診断書記載の死因は肺炎であった。

平成25年～26年

甲病院と遺族との間で損害賠償の話し合いが行われたが、交渉が決裂した。

平成26年

10月 遺族が甲病院に対し、損害賠償金3,465万円を請求する訴訟を札幌地裁に提起した。

2 裁判の経過

主たる争点は、転落事故と死亡との因果関係であった。

被告病院は、乙病院の死亡診断書をもとに死因は肺炎だと主張し、原告は、これを強く争った。しかし、札幌地裁は、被告の主張を認め、「被告には、患者が硬膜下血腫となった限度で損害賠償義務がある」と判断して、和解金300万円の和解案を提示した。

平成29年2月 和解金300万円で和解が成立した。